

資料写真使用規程

公益財団法人 徳川記念財団

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人徳川記念財団（以下当財団という）所蔵歴史資料（以下資料という）の写真を、出版物等（ビデオ・DVD・テレビ放映・インターネット配信等を含む）に掲載するにつき、必要な事項を定めることを目的とする。なお、この規程においては、映像での収録も掲載に含むこととする。

(写真原板または焼付印画の使用)

第 2 条 資料の写真掲載にあたっては、原則として当財団が所蔵している写真原板または焼付印画を使用するものとする。

(掲載の手続き)

第 3 条 資料の写真原板もしくは焼付印画を使用して出版物に掲載しようとするものは、所定の書式（資料写真使用申請書）に所要の事項を記入し、事前に提出して許可を受けるものとする。

(貸出期間)

第 4 条 資料の写真原板または焼付印画の貸出期間は原則として 60 日を限度とする。正当な理由なしに期限に遅れたときは、追加使用料を請求することがある。

(掲載上の責任)

第 5 条 資料の写真原板もしくは焼付印画は、許可を受けた利用目的以外に使用してはならない。再版・再放送・改訂・転用等の場合には改めて許可を受けなければならない。

(所蔵者の明示)

第 6 条 資料の写真を出版物等に掲載する場合には、「徳川記念財団蔵」と明示しなければならない。また、資料の名称は当財団が指定する名称を明示しなければならない。

(掲載出版物の寄贈)

第 7 条 資料の写真原板もしくは焼付印画を使用して出版物等に掲載したものは、当該出版物等を 1 部以上当財団に寄贈するものとする。ただし、その出版物が数巻のシリーズものである場合は原則としてその全冊をもって 1 部とする。

(賠償の責任)

第 8 条 資料の写真原板を滅失もしくは損傷した場合は、相応の賠償をしなければならない。

(掲載の料金)

第 9 条 資料の写真原板もしくは焼付印画を使用しようとするものは、別に定める料金を納めなければならない。ただし、学術および調査研究などの利用目的によっては別途考慮するものとする。

附則 この規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日 公益法人移行に伴い一部変更。

平成 24 年 6 月 1 日 一部変更。